

京都観光モラル推進宣言事業者制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「京都観光モラル推進宣言事業者制度」に関する必要な事項を定め、「京都観光行動基準（京都観光モラル）」に沿った、観光事業者による持続可能な京都観光を推進する取組の実践促進を図るとともに、取り組む事業者の裾野拡大を目的とする。

(対象)

第2条 「京都観光モラル推進宣言事業者制度」の対象は、京都市内観光事業者において観光客の来訪・利用がある企業、個人事業主、または、京都市内において京都観光行動基準に沿った取組を推進する企業、団体（NPO、学校等）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 市税、府税、国税、本市の水道料金及び下水道使用料を滞納している者
- (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (3) 過去5年間に、法令等に違反し処分等を受けた者
- (4) 代表者、役員又はその使用人が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者の者

(募集及び応募の方法)

第3条 市長は、年度ごとに期間を定め、京都観光モラル推進宣言事業者（以下、宣言事業者という）を公募する。

2 宣言事業者に応募する者は、申請書（第1号様式）に添付書類を添えて、申請しなければならない。

(登録条件)

第4条 宣言事業者は、次に掲げる全ての取組項目を実践する事業者等とする。

- (1) 観光客へのマナー啓発・対策や京都観光モラルの啓発
- (2) 従業員への京都観光モラルの理解・実践を促す取組
- (3) 市民生活と観光の調和に資する取組
- (4) 質の高いサービス・商品の提供・人材育成に資する取組
- (5) 環境・景観の保全に資する取組
- (6) 災害や感染症等の危機に強い観光の実現に資する取組

(登録)

第5条 第3条の規定による申請があった場合において、第2条、第4条の要件に該当すると認めるときは、当該申請をした事業者等を宣言事業者として登録するものとする。

2 登録された宣言事業者は、事業者名、住所、電話番号、ホームページURL、京都観光モラルに沿った取組内容を、京都観光モラル特設サイトにおいて公表するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

2 登録の有効期間が満了する場合において、必要に応じて、宣言事業者の取組に係る進捗状況の確認を実施する。

(登録の取消し)

第7条 宣言事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1)虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合

(2)法令に違反する重大な事案が発生した場合

(3)京都観光行動基準に資する活動について、実態がないと認める場合

(4)その他、宣言事業者として適当でないと認める場合

2 前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた事業者等に対し、通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。